

別紙（記載例）

(2) その他障害における別紙理由

申し出者は { 下肢（5 × 2） 障害 4 等級  
（総合等級では判定しません。5 級とみなします）  
（基準外） } であるが

その他に { ぼうこう、直腸機能 4 級（基準外）  
移動機能 5 級（基準外）  
上肢機能障害 3 級（基準外）  
（障害等級の複合等）  
病  
（疾病） } の

障害、疾病等があるため

医学的見地等から判断し、上記の事例を検証した結果、真に歩行困難であるため社会での日常生活活動が著しく制限されると認定します。